

日野総合事務所県土整備局長
各土木事務所長
鳥取港湾事務所長
姫路鳥取線用地事務所長
部内各課長

} 様

土木部長
(公印省略)

鳥取県公共施設緑化マニュアルの一部改正について（通知）

鳥取県公共施設緑化マニュアルは、公共事業で緑化を推進していくための技術的な手引書として平成6年2月に作成したものであり、鳥取県土木工事共通仕様書で緑化に係る適用すべき諸基準として位置づけているものです。

このたび、樹木規格の基準改正等に伴い、緑化計画、緑化土壌及び植栽の維持管理等について、別添のとおり一部改正し、平成14年1月10日以降に発注するものについて適用することとしたので、適切に取り扱ってください。

なお、今回の改正の主な内容は下記のとおりです。

記

1 緑化計画編

(1) 地被類の植栽パターンを追加した。

2 緑化土壌編

(1) 樹木規格に応じて土壌改良材等の標準使用量を改正した。

(2) 水位が高い場所等での排水対策を追加した。

(3) 樹木規格に応じて鉢容量等を改正した。

3 維持管理編

(1) 剪定枝等の木系廃棄物の有効利用方法を追加した。

(2) 樹木規格に応じて植樹管理総括表を改正した。